

受 付 印

提出日：令和 年 月 日

第3条許可申請 受付票（個人） （三郷市農業委員会）

連絡先 048-930-7820（直通）

①申請者

譲受人	氏名	(ふりがな)
	電話番号	
譲渡人	氏名	(ふりがな)
	電話番号	

書類提出者	事務所名	(ふりがな)
	担当者名	(ふりがな)
	電話	(自宅・会社)
		(携帯)
	資格	本人・行政書士・土地家屋調査士・建築士・その他（ ）

②所在地

土地の所在	登記地目	現況地目	地積㎡	権利種類
三郷市				贈与・売買・（ ）
三郷市				贈与・売買・（ ）
三郷市				贈与・売買・（ ）
三郷市				贈与・売買・（ ）

③必要書類

【地区担当委員／ 委員】				
NO	書類	確認	通数	注意事項
1	受付票		1	記載に漏れがないよう、お願いします。 特にふりがな、電話番号は必ず記載してください。
2	委任状		1	代理人が申請・補正・受領する場合は、必要です。 押印が必要です。欄外に捨印の押印を推奨します。
3	許可申請書		3	原則は押印不要で本人確認書類の写しの提出によることになっていますが、押印による申請でも構いません。

裏面あり

20250701 改正

				押印申請の場合は、欄外に捨印の押印を推奨します。
3-2	本人確認書類の写し		必要 分 × 1	押印申請の場合は、不要です。
4	許可申請書（別添）		3	許可申請書にホチキス止め及び契印してください。 押印申請の場合は、全てのページに捨印の押印を推奨します。
5	土地全部事項証明書		1	原本が必要です。発行日から3か月以内です。
6	営農計画書の写し		1	世帯の耕作面積が50アール未満又は新規就農者の場合に必要です。
7	仮登記・抵当権者の承諾書		1	土地全部事項証明書に、仮登記・抵当権が設定されている場合は必要となります。 ただし、送電線等の地役権については不要です。
8-1	譲受人の住民票 必ず必要。		1	必ず提出をお願いします。
8-2	譲渡人の住民票など 原則不要。			原則、提出は不要です。 ただし、土地全部事項証明書に記載の住所・氏名と現住所・氏名が異なる場合は、住民票や戸籍全部事項証明書など当該異動履歴が判る公的書類が必要です。
9	念書		1	小作人などがいないことを確認します。 なお、貸付地は原則不許可となります。
10	公図の写し		1	原則、法務局で発行したものとなります。 発行日から3か月以内です。 申請地を赤色の線で囲んでください。
11	案内図		1	自己作成又は住宅地図の写し等で作成し、申請地を赤色の線で囲んでください。 住宅地図の写し等を提出する場合は、事前に著作者の許諾を得てください。
12	譲受人の農業経営状況調査書		1	譲受人が市内の農家台帳登載者の場合は不要です。 市外の方は、居住地の農業委員会に事前に申請し、申請と同時に提出してください。 後日の提出は不可です。
13	その他			審査上必要が生じた場合は、他の書類を添付していただくことがあります。

※ 1 法人が申請人の場合は、提出書類が異なります。詳しくは直接お問い合わせください。

④留意事項

N0	内容	確認
①	全ての事項が、正確に記載されているか。記入漏れはないか。	
②	記載内容は、農家台帳に基づいているか。	
③	添付書類は、全て揃っているか。	
④	全ての証明書は、発行日から3ヶ月以内か。	
⑤	譲受人の耕作面積が50アール以上か。又は営農計画書の提出はあるか。	
⑥	農機具の保有・借用状況に、問題ないか。	
⑦	申請地は適正に耕作されているか。 申請者・世帯員の全てが所有・耕作する農地に、違反転用農地・遊休農地はないか。	
⑧	世帯員の誰かの耕作日数が、150日以上あるか。	

※ 受付日 毎月10日（その日が閉庁日の場合は、前開庁日）

※ 特段問題がなければ、申請月の末日までに許可書の交付が可能と見込まれます。

※ 受付後、申請地を現地確認します。

※ 押印廃止に伴う本人確認の取扱いについては、別紙をご確認ください。

裏面あり

20250701 改正